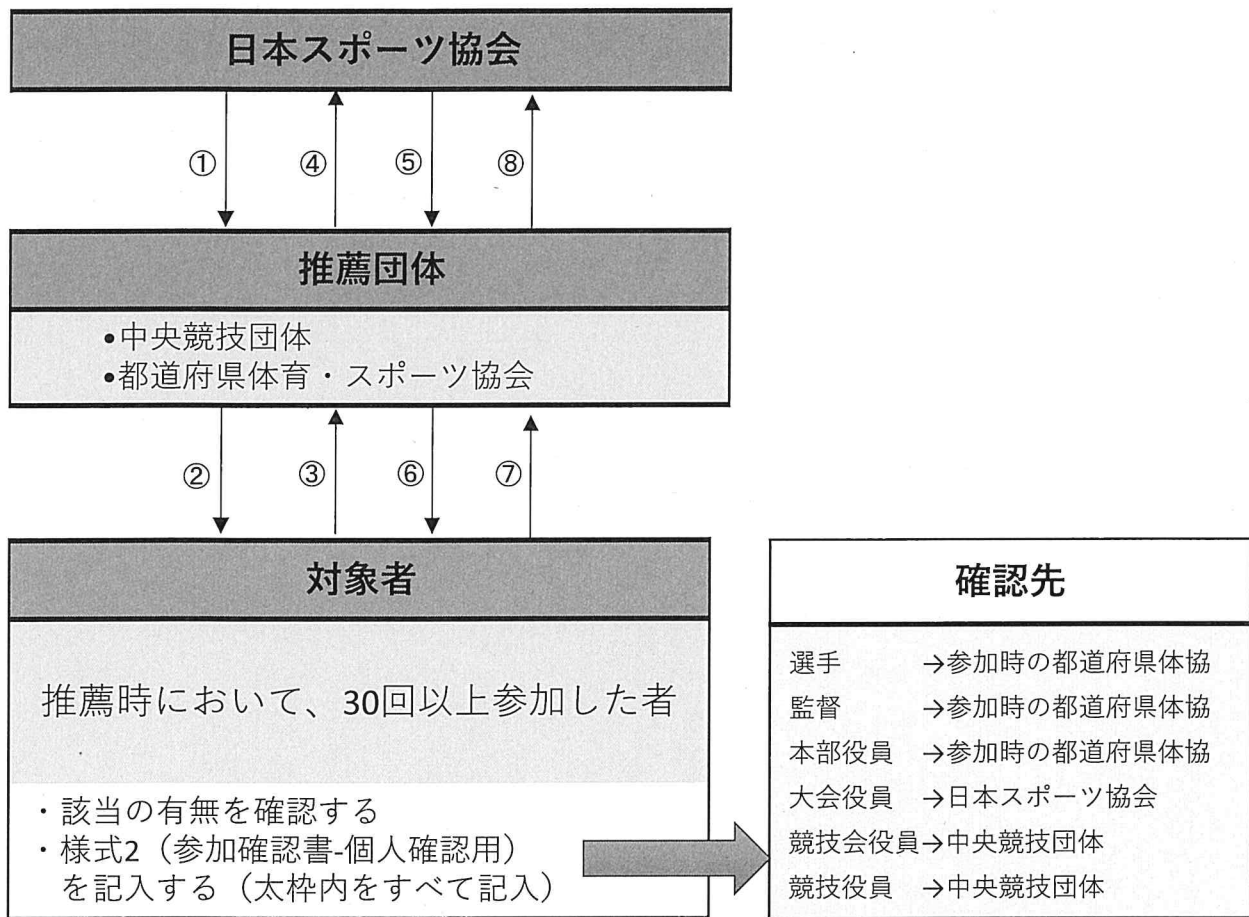


## 国民体育大会功労者表彰推薦・決定の流れ



### 4月上旬

- ① 表彰対象者推薦依頼および関係書類の送付[日本スポーツ協会→推薦団体]
- ② 表彰についての通知および様式2 (参加確認書-個人確認用) の送付[推薦団体→対象者]
- ③ 様式2 (参加確認書-個人確認用) に必要事項を記載し、推薦団体へ提出[対象者→推薦団体]

### 5月中旬【5月15日締切】

- ④ 様式1および様式2 (参加確認書-提出用) を提出[推薦団体→日本スポーツ協会]  
※推薦団体にて参加履歴の確認作業、推薦者の決定

### 6月下旬

- ⑤ 審査結果通知の送付[日本スポーツ協会→推薦団体]  
※日本スポーツ協会にて推薦者を審査・決定し、功労者表彰式および総合開会式への出欠席調査用紙を併せて送付
- ⑥ 審査結果通知の送付[推薦団体→対象者]

### 7月中旬

- ⑦ 功労者表彰式および総合開会式への出欠席の回答[対象者→推薦団体]

### 8月下旬

- ⑧ 功労者表彰式および総合開会式への出欠席を提出[推薦団体→日本スポーツ協会]

注) 故人の推薦については、推薦団体の責任において事務手続き等を行うものとする。

## 国民体育大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

### 1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

### 2. 表彰

本会会長名による表彰状を授与する。

### 3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、本会及び本会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

本会加盟団体は、別紙様式 1-1（様式 1-2）及び様式 2 により該当者を本会会長へ推薦する。

### 4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

### 5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。